

高知県地場産業大賞審査要領

公益財団法人高知県産業振興センターが事務局を担う、「高知県地場産業大賞」の審査に関する事項を次のとおり定める。

第1条 審査の対象となる地場産品、活動

審査は、次の1号及び2号に該当する者を対象に行う。但し、事務局が必要に応じて行う応募書類の内容に関する質問に対して、指定された期日までに適切な回答を行わなかった者を除く。

- (1) 別途定める「高知県地場産業大賞募集要項(以下「募集要項」という。)」に規定する応募要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者

第2条 審査の方法

審査は、別紙の「審査の視点」による各審査委員の専門的な判断に基づき、以下の方法により行う。

(1) 一次審査(書面審査)

- ① 各審査委員は、応募製品、活動の各審査項目について評価し、評価のコメントも記載する。
- ② 事務局は、各審査委員から得た評価点を合計し、評価点と評価意見を踏まえ、最終審査対象となる案件を選出する。
- ③ 次世代賞は応募のあった全案件について最終審査の対象とする。

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

- ① 一次審査により選出された申請者、次世代賞の対象となる申請者は、応募製品、活動の内容についてプレゼンテーションを行う。ただし、申請者が最終審査会に参加できない場合は、高知県産業振興センター職員がプレゼンテーションを行うことができる。
- ② 審査委員は、プレゼンテーションに基づいて、各審査項目について評価し、評価のコメントも記載する。
- ③ 各審査委員の評価の集計結果に基づき、審査委員全員の合議により、高知県地場産業大賞、高知県産業振興計画賞、高知県地場産業賞、高知県地場産業奨励賞、高知県地場産業次世代賞を決定する。ただし、これによりがたい場合には、審査委員の合議により変更する。

第3条 表彰の内容

審査委員の合議により決定された「高知県地場産業大賞」の各賞について、高知県地場産業大賞実施要綱別表のとおり賞金、賞状、記念品を提供する。

附則

この審査要領は、令和4年2月8日から施行する。

附則

この審査要領は、令和7年6月19日から施行する。

【別紙】

審査の視点(地場産品・活動)

製品(活動) 内容	コンセプト・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源や特色を活かした発想、または地場産品としての価値を高める独自の工夫があるか。 ・従来の枠にとらわれない新たな視点や手法が取り入れられているか。
	将来性・成長性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開や成長が期待できるか。 ・地域内外での市場拡大や、継続的な活動の見通しがあるか。
	戦略性・広報力	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに応じた販売活動を展開しているか。 ・効果的な広報・PR活動ができているか。
地域活性化	実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・売上や参加者数、反響など、数値で示せる成果があるか。 ・受賞歴やメディア掲載、地域・業界での評価といった客観的な実績があるか。
	地域貢献・活性化・波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への経済的効果や雇用創出があるか。 ・交流人口の増加や地域住民や地元企業、教育機関等との連携ネットワーク形成があるか。

審査の視点(次世代賞)

活動内容	コンセプト	発想力・創意・工夫がされコンセプトや考え方がきちんと定まったものか。
	新規性	これまでにない工夫がなされた活動であるか。 これまでの延長線や改良ではなく、目新しさがあるか。
	継続性	趣旨や取組が今後継続されていくことが期待できるか。
	発信力	情報発信が有効に行われているか。
	活動実績	活動者数・来場者・利用者・集客実績・関連する商品等の売上金額・販売数量・話題性・地域での評価等
地域活性化	地域貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 地域の存続・再生・発展に繋がっているか。 雇用創出・所得向上をもたらしているか。 話題性の高さ等により地域ブランドの形成に貢献しているか。
	県内産業への波及効果	関連産業の発展等に好影響を与えているか、又は今後期待できるか。